

大口町告示第94号

大口町廃棄物減量等推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年6月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町廃棄物減量等推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱

大口町廃棄物減量等推進協議会設置要綱（平成7年大口町告示第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号を次のように改める。

(4) 関係行政機関の職員

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町廃棄物減量等推進協議会設置要綱（平成7年大口町告示第19号）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。</p> <p>(1) 各種団体の代表者</p> <p>(2) 地区区長の代表者</p> <p>(3) 事業者の代表者</p> <p>(4) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(5) 前各号に定める者のほか、特に町長が必要と認める者</p>	<p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。</p> <p>(1) 各種団体の代表者</p> <p>(2) 地区区長の代表者</p> <p>(3) 事業者の代表者</p> <p>(4) <u>識見を有する者</u></p> <p>(5) 前各号に定める者のほか、特に町長が必要と認める者</p>